

新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

子育て世帯応援給付金を支給します

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化するなかで、食費等の物価高騰等に直面する子育て世帯を支援するため、市独自の支援として、本市に居住するすべての高校生以下の児童1人につき2万円を支給します。(所得制限はありません)

対象児童	次の①②のいずれかに該当する児童 ①令和4年12月1日時点において本市に住民登録がある、平成16年4月2日以降に生まれた児童 ②令和4年12月2日から令和5年3月31日までの間に生まれた新生児で、出生時点において、本市に住民登録がある児童
支給対象者	・対象児童を養育している者 ・対象児童が児童養護施設等に入所している場合は、施設長
支給額	児童1人当たり2万円
申請方法	◎申請が不要な人 令和4年12月分の児童手当が本市から支給される人は申請不要です。対象となる人には給付金支給のご案内を郵送しました。令和5年2月下旬に児童手当の受取口座に支給します。 ◎申請が必要な人 高校生のみを養育する人、所得が所得上限限度額以上で児童手当の受給要件から外れた人、公務員等、本市から児童手当を受給していない人は申請が必要です。郵送または持参により申請してください。給付金支給のご案内が届いている人は、文書に記載のQRコードを読み込み、電子申請することもできます。 申請期限：令和5年3月15日(水) (必着) ※令和5年3月1日以降に生まれた新生児を養育する人は、新生児の出生の翌日から15日以内が申請期限となります。 ※申請書はホームページからダウンロードすることもできます。
提出先	〒756-8601 山陽小野田市役所 企画課 ※提出先と問い合わせ先が異なりますのでご注意ください。
問い合わせ先	子育て支援課 (☎ 82-1175) 平日 8:30 ~ 17:15

商品券(スマイルチケット)の使用期限は2月28日(火)までです

商品券(スマイルチケット)の使用期限が近づきました。期限を過ぎると商品券は使用できません。また商品券は、現金(電子マネーを含む)との引換えができませんので、期限までに使用していただきますようお願いいたします。商工労働課 (☎ 82-1150)



使用期限は
2月28日(火)まで!

お忘れなく!